

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>(鳥獣保護管理事業計画)</p> <p>第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間</p> <p>二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項</p> <p>三 鳥獣の人工増殖(人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。)及び放鳥獣(鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。)に関する事項</p> <p>四 第九条第一項の許可(鳥獣の管理の目的に係るものに限る。)に関する事項</p> <p>五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項</p> <p>六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項</p> <p>七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項</p> <p>八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項</p> <p>九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>3 鳥獣保護管理事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、鳥獣保護管理事業に関する普及啓発に関する事項その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、環境大臣に報告しなければならない。</p> <p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)</p> <p>第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。</p> <p>二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。</p> <p>三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。</p> <p>2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、第一項第二号に掲げる制限をするために必要があると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、当該対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の禁止若しくは制限若しくは前項の制限をし、又はこれらを変更しようとするときは、環境大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 第九条第一項の許可を受けた者又は従事者は、第一項若しくは第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定による制限にかかわらず、当該許可に係る捕獲等を行うことができる。</p> <p>6 第二条第十項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により環境大臣がする制限について、第四条第四項及び第七条第五項の規定は第二項の規定による禁止若しくは制限又は第三項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。</p> <p>(指定猟法禁止区域)</p> <p>第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(以下「指定猟法」という。)を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域</p> <p>二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。</p> <p>4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等を行う場合は、この限りでない。</p> <p>5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等が指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがある場合を除き、前項ただし書の許可をしなければならない。</p> <p>6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項ただし書の許可をする場合において、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>7 第四項ただし書の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。</p>	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>8 第四項ただし書の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>9 第四項ただし書の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証(第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した指定猟法許可証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>一 第十一項において読み替えて準用する第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。</p> <p>二 第十一項において準用する第九条第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。</p> <p>三 第七項の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。</p> <p>10 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の規定に違反し、又は第六項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>11 第九条第二項、第四項及び第七項の規定は第四項ただし書の許可について、第十条第二項の規定は第四項ただし書の許可を受けた者について準用する。この場合において、第九条第七項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第十条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「第十五条第十項に規定する」と読み替えるものとする。</p> <p>12 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。</p> <p>13 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>14 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。</p>	
(鳥獣保護区)	(鳥獣保護区指定の届出)
<p>第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。</p> <p>一 環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域</p> <p>二 都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であって、前号に掲げる区域以外の区域</p> <p>2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき(変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。)(は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日(都道府県知事にあっては、その定めるおおむね十四日の期間)を経過する日までの間、当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指針案」という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>5 前項の規定による公告があつたときは、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、前項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣又は都道府県知事に指針案についての意見書を提出することができる。</p> <p>6 環境大臣又は都道府県知事は、指針案について異議がある旨の前項の意見書の提出があつたとき、その他鳥獣保護区の指定又は変更に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、環境大臣にあっては公聴会を開催するものとし、都道府県知事にあっては公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7 鳥獣保護区の存続期間は、二十年を超えることができない。ただし、二十年以内の期間を定めてこれを更新することができる。</p> <p>8 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。</p> <p>9 第二項並びに第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第七項ただし書の規定による更新について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)(について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第四項の場合にあっては、鳥獣保護区の区域を拡張するものに限る。)(について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項の規定は第一項の規定による指定及びその変更について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第九項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第十二条第四項の規定は第八項の規定により都道府県知事が行う鳥獣保護区の指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第八項の規定による指定</p>	<p>第三十一条 都道府県知事は、法第二十八条第一項の規定により鳥獣保護区の指定をしようとする場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 鳥獣保護区の名称</p> <p>二 鳥獣保護区の区域</p> <p>三 鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積</p> <p>四 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>五 第三号の土地及び水面における鳥獣の生息状況</p> <p>2 都道府県知事は、鳥獣保護区の区域又は存続期間の変更をしようとする場合はその内容を、鳥獣保護区の指定の解除をしようとする場合はその旨を記載した届出書を環境大臣に提出しなければならない。</p> <p>3 第十一条第二項の規定は、前二項の届出書について準用する。この場合において、第十一条第二項中「捕獲の禁止等を行う」とあるのは「鳥獣保護区の」と読み替えるものとする。</p>
(鳥獣保護区の指定の公告)	(鳥獣保護区の指定の公告)
<p>第三十二条 法第二十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 鳥獣保護区の名称</p> <p>二 鳥獣保護区の区域</p> <p>三 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案</p> <p>五 前各号に掲げる事項の縦覧場所</p>	<p>第三十二条 法第二十八条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 鳥獣保護区の名称</p> <p>二 鳥獣保護区の区域</p> <p>三 鳥獣保護区の存続期間</p> <p>四 鳥獣保護区の保護に関する指針の案</p> <p>五 前各号に掲げる事項の縦覧場所</p>
(鳥獣保護区の標識)	(鳥獣保護区の標識)
<p>第三十三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項の鳥獣保護区の標識に関し必要な事項は、様式第八のとおりとする。</p>	<p>第三十三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項の鳥獣保護区の標識に関し必要な事項は、様式第八のとおりとする。</p>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
<p>の解除について準用する。この場合において、同条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十八条第十項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>11 鳥獣保護区の区域内の土地又は木竹に関し、所有権その他の権利を有する者は、正当な理由がない限り、環境大臣又は都道府県知事が当該土地又は木竹に鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることを拒んではならない。</p> <p>(特別保護地区)</p> <p>第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。</p> <p>2 特別保護地区の存続期間は、当該特別保護地区が属する鳥獣保護区の存続期間の範囲内において環境大臣又は都道府県知事が定める期間とする。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の生息の状況の変化その他の事情の変化により第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき、又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。</p> <p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更(特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更(第四条第四項の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更(同条第三項から第六項までの場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。)について準用する。この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第十二条第四項の規定は第三項の規定により都道府県知事が行う指定の解除について、第十五条第二項及び第三項の規定は第三項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨及び解除に係る区域」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第五項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。</p> <p>6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合(第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。)は、農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区(以下「国指定特別保護地区」という。)にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区(以下「都道府県指定特別保護地区」という。)にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。</p> <p>一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>二 水面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>三 木竹を伐採すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。</p> <p>8 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国指定特別保護地区にあっては環境大臣に、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事にそれぞれ許可の申請をしなければならない。</p> <p>9 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第七項の許可をしなければならない。</p> <p>一 当該行為が鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>二 当該行為が鳥獣の生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。</p>	<p>(特別保護地区への準用)</p> <p>第三十四条 第十一条第二項、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の規定は、特別保護地区について準用する。この場合において、第十一条第二項中「捕獲等の禁止等を行う」とあるのは「特別保護地区の」と、同項並びに第三十一条第一項及び第二項中「届出書」とあるのは「届出書又は協議書」と読み替えるものとする。</p> <p>(特別保護地区の標識)</p> <p>第三十五条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項の特別保護地区の標識に関し必要な事項は、様式第九のとおりとする。</p> <p>(特別保護指定区域及び指定期間の指定等の公示)</p> <p>第三十六条 環境大臣又は都道府県知事は、法第二十九条第七項第四号の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する区域(以下「特別保護指定区域」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号。以下「令」という。)第二条の規定に基づき環境大臣又は都道府県知事が指定する期間(以下「指定期間」という。)を指定したときはその区域及び期間を、当該指定を変更したときは当該変更に係る区域又は期間を、当該指定を解除したときはその旨を公示するものとする。</p> <p>(特別保護指定区域の標識設置)</p> <p>第三十七条 環境大臣又は都道府県知事は、特別保護指定区域及び指定期間を指定をしたときは、当該特別保護指定区域の区域内にこれらを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>2 前項の標識は、様式第十のとおりとする。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、様式第十の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。</p> <p>(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)</p> <p>第三十八条 法第二十九条第七項の環境大臣の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 環境大臣が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下であるもの</p> <p>二 単木択伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐</p> <p>三 次に掲げる工作物の設置</p> <p>イ 住宅及びこれに附属する工作物</p> <p>ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑</p> <p>ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎</p> <p>ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設</p> <p>ホ その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所</p> <p>ヘ その高さが五メートル以内の展望台</p> <p>ト その延長が五百メートル以内の歩道</p> <p>チ その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊戯施設</p> <p>リ その面積が十五平方メートル以内の公衆便所</p> <p>ヌ その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の仮工作物</p> <p>ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物</p> <p>ヲ その延長が五百メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物</p> <p>ワ 自然木を利用した仮設軽索道</p> <p>カ 既存工作物に附属する工作物であつて、その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内のもの</p> <p>四 令第二条 各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為</p> <p>イ 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前三号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為</p> <p>ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為</p> <p>ハ 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による河川の管理又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和三十一年法律第一号)第三条第一項の海岸保全区域の管理として行う行為</p> <p>ニ 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為</p> <p>ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為</p> <p>ヘ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の</p>

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
	<p>安全の確保に関する事務に必要な行為</p> <p>ト 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項 に規定する認定電気通信事業者が行う同項 に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、<u>放送法</u>（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号 に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為</p> <p>チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（<u>学校教育法</u>（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定する大学及び<u>国立大学法人法</u>（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項 に定める機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為</p> <p>リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）</p> <p>ヌ <u>森林法</u>（昭和二十六年法律第二百四十九号）<u>第二十五条第一項</u> 又は<u>第二十五条の二第一項</u> 若しくは<u>第二項</u> の保安林の通常の管理行為又は同法<u>第四十一条第三項</u> の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為</p> <p>ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ヲ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為</p> <p>ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>（特別保護地区における行為の許可申請等）</p> <p>第三十九条 法第二十九条第八項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 二 行為の種類 三 行為の目的 四 行為の場所 五 行為の場所及びその付近の状況（木竹の伐採にあつては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。） 六 行為の施行方法（令第二条 各号に掲げる行為にあつては、その行為の方法） 七 行為の着手及び完了の予定日 <p>2 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る前項の申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 行為の場所を明らかにした五万分の一以上の地形図 二 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料 三 行為の施行方法を明らかにした図面 <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の申請者に対し同項の申請書及び前項の資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p>